

平成30年 3月 6日

「今後の森林環境税のあり方に関する方向性（案）」に対する  
パブリックコメント実施結果について

林業環境政策課

第三期の森林環境税は、平成29年度末をもって課税期間が満了することから、「今後の森林環境税のあり方に関する方向性について（案）」のパブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

## 1 パブリックコメントの実施の状況

### (1) 募集期間

平成30年 1月18日(木)から同年 2月16日(金)までの30日間

### (2) 県民への周知

ア 県ホームページに掲載（1月18日(木)から）

イ 県民室、各福祉保健所(須崎を除く)、須崎農業振興センター、各県税事務所、各林業(振興)事務所)

ウ 各市町村役場窓口に募集案内を設置依頼（1月17日(水)）

エ 県政記者クラブへの情報提供（1月16日(火)）

オ 新聞等への無料広告の掲載

- ・朝日新聞社「インフォ高知」（1月24日(水)、1月31日(水)、2月7日(水)）
- ・高知新聞社「K+(ケイプラス)」（1月25日(木)）
- ・暮らしの情報社「暮らしの情報」（2月1日(木)）

### (3) 応募件数

3件（電子メール）

2 「森林環境税」の延長(案)に対するご意見

項目	番号	ご意見(原文)	ご意見に対する県の考え方
森林環境税の使いみちについて	1	<p>・良い木を高く売れる仕組みを作らないと、林業就業者が離れていきますし、山主も森林への興味を失ってしまうので、消費者に木の魅力を伝える取組は是非継続してほしいです。</p> <p>(「今後の森林環境税のあり方に関する方向性について」17ページ関連)</p>	<p>ご意見のありました木の魅力を伝える取組として、多くの県民のみなさんに木に触れ、木の良さを実感していただけるように公共的施設の木質化への支援を行っており、来年度も継続する予定です。</p> <p>来年度は新たに、広く県民のみなさんに森林環境保全の重要性を理解し、木材利用や森林への関心を深めていただくための啓発イベントを開催する予定です。また、出生・育児という保護者の自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳児が日頃から家庭で木に触れ、木に親しむことができる機会をつくり、木の良さを実感していただくために木製玩具等を配付する取組を支援する予定です。</p>
		<p>・個人の方でも林業に取り組めるような支援を継続して頂きたいです。</p> <p>(同13ページ関連)</p>	<p>個人の方が林業に取り組む活動に対しては、森林環境税を活用した緊急間伐総合支援事業(公益林保全整備事業)により、公益的機能が高い、集約化が困難な森林における保育間伐を支援しており、来年度も継続する予定です。</p> <p>なお、森林環境税の事業とは別に、一般財源による小規模林業アドバイザー等派遣事業や自伐林家等林業機械レンタルなどの支援を行っております。</p>
	2	<p>・現在国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センターによる高知水源林育成士制度があり、高知水源林整備事務所水源林造林協議会を通じて、これまでに県下森林組合職員ならびに造林者において56人が資格取得認定を受け、県内や管轄市町村内の森林環境教育やイベントに参加し、</p>	<p>森林環境税を活用した事業として、将来を担う子供たちを含め、幅広い世代に、森林の持つ公益的機能の重要性について認識を深めていただくため、森林環境学習への支援や県民の主体的な活動への支援を行っていません。</p> <p>ご意見にありました内容につきましては、この「県民の主体的な活動への支援」の中の「こうち山の日推進事業」を活用できる可能</p>

森林環境税の使いみちについて	<p>将来を担う子供たちや県民の皆様 に森林環境保全の重要性や森林の 公益的機能の役割等について啓蒙 活動を行って、森林への理解と関 心を深めていただいています。</p> <p>この活動は、今後も継続かつ事業 の拡大を進めるうえにも活動費へ の助成またはスキルアップに対す る補助枠の設定等について拡充さ れ、その原資を環境税として対象 にすることはできないでしょう か。</p> <p>(同8ページ関連)</p>	<p>性がありますので、当課までお問い合わせい ただければと思います。</p>
	<p>・森林環境の保全を進める事業につ いて、まだまだ手入れが行き届い ていない森林も多く存在するため 継続的な支援は必要。</p> <p>(同14ページ関連)</p>	<p>ご意見にありますように、保育間伐による 手入れを必要とする森林は、まだまだ多く存 在しており、水源かん養機能など公益的機能 の高い森林を中心に森林整備を支援してい きたいと考えております。</p>
	<p>3</p> <p>・森林環境税を活用するため、情報 開示にも対応できるよう明確かつ 適正に使用されることや、活用す る団体が偏らないように幅広く有 効活用する必要がある。</p> <p>(同11ページ関連)</p>	<p>森林環境税は、目的に沿って活用されるよ う森林環境保全基金に積み立てて経理を明 確に区分しています。</p> <p>また、基金の運営に県民のみなさんの考え を反映できるよう、民間の委員10名からなる 森林環境保全基金運営委員会を設置し、事業 のあり方や事業計画などについてご意見や ご提案をいただいております、委員会の議事 の概要、事業の活用結果も県のホームページ に掲載して、透明性を高めるように努めてい ます。</p> <p>森林環境税を活用した事業の選定に際し ては、審査会を設置して、事業内容を審査し て選定するなど公平性を期しております。</p>

森林環境税の使いみちについて	3	<p>・災害に強い森林をつくるためには、森林の持つ公益的機能の維持増進が必要で、森林施業の効率や、環境に配慮した森林整備を行うことが重要と思う。</p> <p>(同11ページ関連)</p>	<p>森林環境税は、県土の84%を占める森林の荒廃を県民の生活環境の問題と捉え、県民みんなで森や山を守っていくことを目的として導入され、荒廃森林の発生を予防し、併せてCO2吸収効果や水源のかん養などの公益的機能を高度に発揮できる森林をつくっていくという環境的な視点をより重視して保育間伐を進めてきました。</p> <p>保育間伐すべき森林はまだ多くあることから、今後も、森林整備への支援を継続していきたいと考えております。</p>
		<p>・今後は高齢木も増えてくることから、林齢60年生を超えた立木にも間伐の支援が欲しい。</p> <p>(同11ページ関連)</p>	<p>森林の整備については、CO2吸収効果の高い林齢の人工林や水源かん養機能などの公益的機能の高い60年生までの人工林を対象としています。</p> <p>そのため、林齢が60年生を超える高齢木については、CO2吸収効果も低下し、木材利用を推進すべき林齢となっていることから保育間伐の支援は困難と考えます。</p> <p>なお、森林経営計画の認定を受けて、搬出間伐等を実施する場合には、市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢の2倍の樹齢まで、造林事業(森林環境保全直接支援事業)による支援が受けられますので、ご活用ください。</p>
		<p>・販路拡大等、川下への支援を充実させてもらいたい。</p> <p>(同11ページ関連)</p>	<p>森林環境税による公共的な施設の木質化や学校等への木製品の導入支援については、木材の利用が森林環境の保全につながることを理解してもらうことを目的としており、その結果、販路の拡大にもつながるものです。</p> <p>また、事業者の経済活動として行われる一般的な販路拡大への支援については、森林環境税ではなく一般財源による県産材外商推進対策事業等により取り組んでおり、来年度は、外商体制のさらなる強化等を進めることとしています。</p>